

国際建設プロジェクトで適用され得る「Time at large」の理論について

建設 / インフラニュースレター

2024年6月26日号

執筆者:

[宇野 伸太郎](#)

s.uno@nishimura.com

[Derek Tay](#)

d.tay@nishimura.com

[村田 智美](#)

t.murata@nishimura.com

[Eugene Lee](#)

e.lee@nishimura.com

[井浪 敏史](#)

s.inami@nishimura.com

1. はじめに

本ニュースレターでは、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、マレーシア及びシンガポール等のコモン・ロー法域の国で適用される「Time at Large」の理論について説明します。日本を含むシビル・ロー法域の国では、同理論にはあまり馴染みがないと考えられますが、コモン・ロー法域を契約準拠法とする建設プロジェクトを行う際には、「Time at Large」の一般的な考え方と影響を理解することが重要です。

「Time at Large」とは、特定の工事完成日の拘束力がなくなった状態を指し、その場合、請負業者は合理的な期間内に工事を完了することが認められます。つまり、発注者側による妨害行為(prevention)によって工事が遅延した場合で、契約上、工期延長条項等の適切な救済手段が定められていない場合に、「Time at Large」の適用が認められる可能性があり、その場合、請負業者は契約上の工期内に工事を完成する義務から解放されることとなります。その場合、請負業者の工事完了義務は「At Large」(拘束されていない)の状態にあるとされ、請負業者が特定の工事完成日までで工事を完了する義務は、合理的な期間内に工事を完了する義務に代替されます。

2. 妨害行為の存在

「Time at Large」の法理は、発注者側に起因する遅延について、請負業者に不利益を課すことは不公平であるという考えに基づいているため、「Time at Large」の理論が適用されるか否かの判断においては、発注者による「妨害」行為の存在(prevention principle)が重要となります。

発注者による妨害行為が存在しても、発注者の行為等による遅延を理由とする工期の延長を明示的に認める契約条項がある場合には同法理は適用されません。工期が「At Large」とされる場合、工事完成日についての不確実性が生じ、発注者と請負業者のいずれにとっても望ましくない可能性がありますので、あらかじめ契約において、適切な工期延長条項を定め、「Time at Large」の適用を避けることは、発注者と請負業者の両者にとって望ましいところです。

3. 「Time at Large」が適用され得る状況

発注者による妨害行為が認められ、「Time at Large」が適用される可能性がある場面の例としては、以下のような場合が挙げられます。

- (1) 発注者が、請負業者が提出した図面を承認する際に合理的理由なく大きく遅延した場合
- (2) 発注者による工事変更命令の発出が遅れ、それによって請負業者に関連工事の遅延が生じた場合
- (3) 発注者が、請負業者によるプロジェクト現場へのアクセス付与を遅らせた場合

裁判所や仲裁廷は、「Time at Large」を認めるか否かを判断するに当たり、発注者による妨害行為と請負業者に生じた遅延との間に因果関係があるかどうかを考慮します。また、裁判所や仲裁廷は、請負業者が遅延を軽減するために合理的な手段を講じたかどうか等、遅延に関連する状況も考慮する傾向にあります。

また、不可抗力事由等、発注者及び請負業者の責めに帰すことのできない事象が生じ、それにより工事が遅延したが、契約においてそれらを理由とする工期延長を認める規定がない場合にも「Time at Large」が認められる可能性があります。

4. シビル・ロー法域

「Time at Large」の理論は、国際建設法の分野において著名な理論ですが、あくまでコモン・ローの法域における法理であり、日本等のシビル・ロー法域の国では、同理論は存在しないことが一般的です。ただし、同理論が保護しようとする妨害行為等による遅延については、シビル・ロー法域の国においても信義則等の一般法理によって救済される場合がありますので、そのような状況に遭遇した場合は、現地法に基づく救済手段を検討すべきところです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com